

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	稲敷市

稲敷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 稲敷市地域振興部農政課
所在地 稲敷市犬塚 1570 番地 1
電話番号 029-892-2000
F A X 番号 029-893-1554
メールアドレス nousei@city.inashiki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カモ、イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	稲敷市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	ぶどう、すいか	[31a] 2,018（千円）
カモ	レンコン	[325a] 30,453（千円）
イノシシ	水稻、南瓜	[39a] 806（千円）

(2) 被害の傾向

<p>カラスについては、市内全域で夏から秋にかけて、野菜の苗や収穫前の果実に被害が発生している。</p> <p>カモについては、春の種バス植え付け期に新芽の食害により生育に影響を及ぼし、冬の収穫期にはレンコンへの食害が発生しており、農産物の品質や収穫量を落としている。</p> <p>イノシシについては1年を通して水稻など農産物被害のほか、法面、畦畔等の掘り起こし被害が増加している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
カラス	[31a] 2,018（千円）	[24.8a] 1,614（千円）
カモ	[325a] 30,453（千円）	[260a] 24,362（千円）
イノシシ	[39a] 806（千円）	[31.2a] 645（千円）
合計値	[395a] 33,277（千円）	[316a] 26,621（千円）

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	茨城県猟友会稲敷支部に委託し、カラスについては箱わな、イノシシについては箱わな、囲いわな及びくくりわなで捕獲を実施。	猟友会会員の高齢化及び狩猟免許取得者の減少により負担が増加している。 猟友会と連携して人材を育成し、担い手の確保に努める必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	カモについては防鳥ネット、イノシシについては電気柵や金属柵の設置を助成し、各農家で設置をしている。	防鳥ネットの適切な管理がされていない圃場や未設置圃場で被害が多い。 一方で、防鳥ネットの不適切な管理が要因によるカモの羅網被害があるため、防鳥ネットの助成による未設置圃場への設置普及を進めるとともに適切な管理を推進する必要がある。 電気柵の適切な管理がされていない圃場では、電気柵の効果が下がるため、適切な維持管理の指導等の対応が必要である。
生息環境管理その他取組	農家の被害情報の現地立ち合いの確認の際に、放任果樹・残渣の適正処理に対して指導を実施。	緩衝地帯の整備・藪の刈り払い・耕作放棄地の管理等の個人では難しい対策についての啓発方法を検討する必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ①鳥獣被害防止対策に向けて関係機関との連携・強化を図る。
- ②効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。
- ③狩猟免許の取得の促進を図る。
- ④カモ等鳥類の飛来を誘引するレンコン収穫時の残渣の撤去を図る。
- ⑤増加傾向にあるイノシシの被害については、補助事業等を活用して侵入防止柵等を設置して防護対策の推進を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

わな及び網を用いた捕獲を実施するため、猟友会支部役員による捕獲隊を市で編成する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	カラス カモ イノシシ	狩猟免許の取得を助成し、猟友会と連携し人材育成に努め、捕獲隊の人材確保を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	対象鳥獣の捕獲については、その年度ごとに市内全域の農作物の被害状況や、通年の捕獲実績をもとに、適正に実施する。 捕獲実績 イノシシ 令和元年 26頭 令和2年 46頭 令和3年 119頭 カラス 令和元年 54羽 令和2年 65羽 令和3年 60羽
②	カラス・カモの捕獲は、これまでの農作物の被害状況を勘案し設定する。
③	イノシシの捕獲は、「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意して設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
カラス	70羽	70羽	70羽
カモ	—	—	—
イノシシ	180頭	200頭	220頭

捕獲等の取組内容
<p>【カラス】</p> <p>① 捕獲方法 箱わなによる捕獲</p> <p>② 捕獲時期 6月～10月</p> <p>③ 捕獲場所 稲敷市神宮寺地内</p> <p>【イノシシ】</p> <p>① 捕獲方法 わなによる捕獲</p> <p>② 捕獲時期 通年</p> <p>③ 捕獲場所 稲敷市全域</p> <p>【カモ】</p> <p>① 捕獲方法は網による捕獲</p> <p>② 捕獲時期 通年</p> <p>③ 捕獲場所 農作物の被害状況を勘案し設定する</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
稲敷市全域	イノシシ、カモ、カラスを含む鳥獣 21 種について茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
カモ	被害状況を勘案し、防鳥ネットの整備を実施する。	被害状況を勘案し、防鳥ネットの整備を実施する。	被害状況を勘案し、防鳥ネットの整備を実施する。
イノシシ	対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ電気柵等の整備を実施する。	対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ電気柵等の整備を実施する。	対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ電気柵等の整備を実施する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
カモ	県・JA と連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。	県・JA と連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。	県・JA と連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。
イノシシ	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

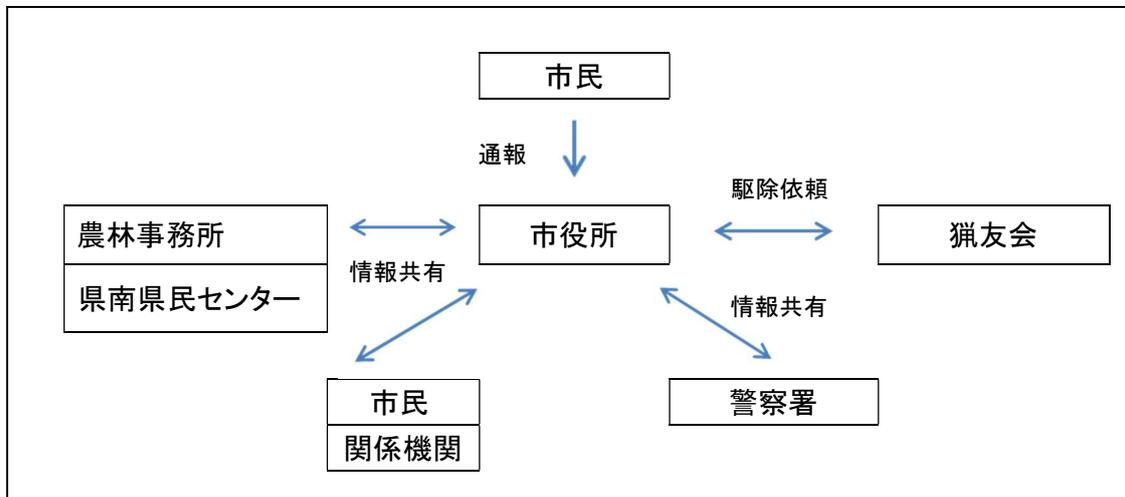
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度～令和 7 年度	カラス カモ イノシシ	関係機関と協議し、有効な対策の検討をするとともに、集落全体で放任作物の除去を図り、被害防止に向けて取り組む。 また、耕作放棄地の解消及び農地周辺環境整備を進め、効率的な鳥獣被害防止対策に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
稲敷市役所	防災無線・広報車により市民へ周知するとともに、県及び警察署、猟友会と連携した対応を図る。
茨城県県南農林事務所	市と連携し対応を図る。本庁への連絡報告。
茨城県県南県民センター	市と連携し対応を図る。本庁への連絡報告。
茨城県猟友会稲敷支部	有害鳥獣の捕獲と防除方法の指導。
稲敷警察署	市民の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰り関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状利用無し。
ペットフード	現状利用無し。
皮革	現状利用無し。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状利用無し。

(2) 処理加工施設の取組

現状取組無し。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状取組無し。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	稲敷市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
稲敷市	鳥獣被害防止計画の策定、協議会事務局
J A 稲敷	被害状況等の情報提供
いばらき広域農業共済組合	被害状況等の情報提供
茨城県県南農林事務所 振興・環境室	協議会への防除技術指導 被害調査連携
茨城県県南農林事務所 稲敷地域農業改良普及センター	協議会への防除技術指導 被害調査連携
茨城県県南県民センター 環境・保安課	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言
茨城県鳥獣保護管理員	協議会参加・情報提供
茨城県猟友会稲敷支部	協議会参加・情報提供・有害捕獲
被害地域地区代表	有害鳥獣の捕獲及び出没情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
稲敷警察署	市が有害鳥獣捕獲を実施する際の事前通知

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

農作物の被害の拡大・広域化等の状況を踏まえ検討し、隊編成に備えるものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合及び被害対策目標

- ① 方法等に重要な変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努めるものとする。
- ② 市町村単独での被害対策には限界があり、近隣市町村との情報を交換、共有し、特に捕獲に関しては広域的な対策を今後検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との意見交換を実施し、市町村を越えた連携体制の強化を図っていく。